

意見書案第 2 号

道路特定財源の一般財源化及び道路関係諸税の暫定税率廃止等を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第 13 条の規定により提出いたします。

平成 20 年 2 月 20 日

川崎市議会議長 鎚 木 茂 哉 様

提出者 川崎市議会議員 潮 田 智 信

” 竹 間 幸 一

” 佐々木 由美子

” 猪 股 美 恵

道路特定財源の一般財源化及び道路関係諸税の暫定税率廃止等を求める意見書

道路特定財源は、道路整備のための「緊急措置」として、昭和29年に創設され、また、道路関係諸税の暫定税率は、道路整備をさらに加速するために、昭和49年に設けられて以来、長期間にわたり継続されてきた。

本市においては、立ち遅れている都市計画道路等の整備や沿道環境の改善、交通渋滞の解消、交通安全対策等が重要な課題となっている。しかしながら、社会経済状況の変化により、社会保障や教育など他分野のサービスの重要性も飛躍的に増大し、市民ニーズに応じた政策判断を行うことが求められている。地方分権の観点からも、道路以外への歳出を認めない特定財源制度は廃止して一般財源化し、地方自治体がその使い道を判断できる自主財源とするべきである。

また、最近の燃料価格の高騰が他の様々な物価上昇の要因ともなっており、ますます厳しさを増している市民生活の現状を鑑みれば、道路整備のために基本税率に上乘せしている道路関係諸税の暫定税率廃止により、燃料価格を引き下げ、物価の上昇を抑えることも重要である。

さらに、国直轄事業が全国的視野の下に国家的政策として実施されながら、地方自治体に対して個別に財政負担を課する国直轄事業負担金は、極めて不合理であるため、これを廃止し、自主財源として確保すべきである。

よって国におかれては、地方自治体に十分な自主財源を保障した上で、道路特定財源の一般財源化及び道路関係諸税の暫定税率廃止等を行うことを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣
財務大臣
国土交通大臣